

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について

①実質赤字比率

ア. 趣 旨 … 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{イ. 算 式} \quad \cdots \quad \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

*実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

*標準財政規模 = 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもの

ウ. 対象となる会計 … 一般会計等

本市では、一般会計等とは、一般会計及びケーブルネットワーク事業特別会計が対象となります。

エ. 早期健全化基準 … 13.55%

実質赤字比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表することが義務付けられています。

オ. 財政再生基準 … 20.00%

実質赤字比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表することが義務付けられています。

②連結実質赤字比率

ア. 趣 旨 … 全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{イ. 算 式} \quad \cdots \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}((A+B)-(C+D))}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

*連結実質赤字額：次のA+Bの合計額がC+Dの合計額を超える場合の当該超える額

A 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余金を生じた資金の剰余金の合計額

*実質黒字 = 歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く。）が歳出を超える場合の当該超える額

ウ. 対象となる会計

本市では、一般会計等（上記①に同じ。）及び各特別会計（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・老人保健特別会計）、公営企業会計（水道事業会計、簡易水道事業・公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業特別会計）が対象となります。

エ. 早期健全化基準 … 18.55%

連結実質赤字比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表することが義務付けられています。

オ. 財政再生基準 … 30.00%

連結実質赤字比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表することが義務付けられています。

③実質公債費比率

ア. 趣 旨 … 一般会計等が負担する地方債元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

イ. 算 式 … 実質公債費比率 =

$$\frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(注) 実質公債費比率は直近の3ヵ年平均値として算出される。

ウ. 対象となる会計 … 一般会計等(上記①に同じ。)及び各特別会計・公営企業会計(上記②に同じ。)が対象となります。

エ. 早期健全化基準 … 25.00%

実質公債費比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表することが義務付けられています。

オ. 財政再生基準 … 35.00%

実質公債費比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表することが義務付けられています。

④将来負担比率

ア. 趣 旨 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

イ. 算 式 … 将来負担比率 =

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

*将来負担額の内容

- A 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- B 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- C 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- D 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- E 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- F 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- G 連結実質赤字額
- H 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

*将来負担額から控除されるもの

- I A～Fに充当することができる地方自治法第241条の基金
- J 特定財源見込額

K 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

ウ. 対象となる会計

本市では、一般会計等（上記①に同じ。）及び各特別会計、公営企業会計（上記②に同じ。）、第三セクター等が対象となります。

エ. 早期健全化基準 … 350.00%

将来負担比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表することが義務付けられています。

オ. 財政再生基準 … なし

将来負担比率については、財政再生基準が設けられていません。